

御殿場十字の園指定訪問介護事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する御殿場十字の園指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なうものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 御殿場十字の園 訪問介護ステーション
- (2) 所在地 御殿場市深沢1465-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1人(兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる者とする。

- (2) サービス提供責任者 常勤3人(兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用者の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 常勤 2人以上(兼務)

非常勤 10人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1人以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。(サービス提供時間は午前7時から午後10時まで)

- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。また、利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、それ以外の場合は法令によるものとする。

※厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること。

- ①身体介護
- ②生活援助
- ③通院等乗降介助
- 2 その他の費用
 - ①キャンセル料
 - ・利用予定日前日の午後5時までに申し出がなかった場合・・・当日の法定代理受領サービスの一割
 - ・訪問時の取消しの場合 ……1,000円
 - ②買物代行料
 - ・事業所の車もしくは登録ヘルパーの車輛を用いての買物代行・・・20円/km
- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 実施地域を越えた地点から概ね 5キロメートル未満 500円/片道
 - (2) 実施地域を越えた地点から概ね 5キロメートル以上 1000円/片道
 - (3) 実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル以上は利用者等と協議し決定した額とする
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の体調に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告 するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、御殿場市、小山町の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なう事が出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

(5) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備

(6) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に報告するものとする。

（身体拘束適正化に関する事項）

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（事業継続計画に関する事項）

第11条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的にできる体制を構築する為、事業継続に向けた計画の策定、研修、シュミレーションを実施する事とする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、介護士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整える。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用 契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 5月 1日 改訂

平成15年10月 1日 改訂

平成19年 4月 1日 改訂

平成24年 1月 1日 改訂

平成27年 8月 1日 改訂

令和 6年 4月 1日 改訂